

平成28年 第55回定例会
坂井地区広域連合議会会議録

平成28年11月22日 開 会
平成28年11月22日 閉 会

坂井地区広域連合議会

平成28年 第55回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（平成28年11月22日）

○ 議事日程	2
○ 出席議員	3
○ 欠席議員	3
○ 地方自治法第121条により出席した者	3
○ 事務局職員出席者	3
○ 開会の宣告	4
○ 広域連合長招集挨拶	4
○ 開議の宣告	5
○ 諸般の報告	5
○ 会議録署名議員の指名	6
○ 会期の決定	6
○ 議案第21号から議案第26号の一括上程、提案理由の説明	6
○ 一般質問（14番 永井純一議員、15番 畑野麻美子議員）	10
○ 議案第21号から議案第26号の質疑、討論、採決	17
○ 閉議の宣告	21
○ 広域連合長閉会挨拶	21
○ 閉会の宣告	21
○ 署名議員	22

1 第55回坂井地区広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成28年11月22日
午後3時20分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて

（平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））

日程第 6 議案第22号 平成27年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第23号 平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第24号 平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第25号 平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第26号 代官山斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（16名）

1番 仁佐一三	2番 後藤寿和	3番 川端精治
4番 平野時夫	5番 渡辺竜彦	6番 前川徹
7番 毛利純雄	8番 戸板進	9番 吉川貞明
10番 吉田太一	11番 佐藤寛治	12番 川畑孝治
13番 北島登	14番 永井純一	15番 畑野麻美子
16番 卯目ひろみ		

3 欠席議員（2名）

17番 田中千賀子	18番 杉田剛
-----------	---------

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 橋本達也	副広域連合長 坂本憲男
事務局長 山口徹	事務局次長 萬道浩子
総務課参事 長谷川浩幸	代表監査委員 高橋瑞峰

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 熊谷晃	議会事務局書記 五十嵐真紀
-------------	---------------

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） ただいまから、第55回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。
(午後3時20分)

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 開会に当たり、広域連合長より招集のご挨拶があります。
広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 本日ここに、第55回坂井地区広域連合議会定例会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

けさ5時59分ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、最大震度5弱の地震が発生し、福島県に津波警報が発表されました。現在、経過を見守る状況ですが、今年も全国的に地震や台風などの大きな災害がありました。幸いなことに、当地区では大きな被害はありませんでしたが、こうした危機に対し、防災や防犯への備えがますます重要になっていると感じています。

議員各位には、公私ともにご多忙のところご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、先日、私は全国の中ブロック代表幹事として、全国広域化推進会議総会に出席いたしました。厚生労働省の蒲原老健局長をはじめ、介護保険に係る国の方々のお話を伺ってまいりました。

現在、国においては次期介護保険制度改正について検討されているところであり、重要な取り組みとして、1つ目に、地域包括ケアシステムの推進、2つ目として、介護保険制度の持続可能性の確保が挙げられています。既に耳なれた言葉ではありますが、中身をひもときますと、地域の実情に応じたサービスを提供するため、保険者としての機能強化が求められる一方、介護保険制度の持続のため、さらなる施策として、給付、負担のあり方が見直されることとなりそうです。

ご案内のとおり、本定例会は補正予算に係る専決処分の承認に係るもの1議案、平成27年度決算に関するもの3議案、補正予算に関するもの1議案、条例の一部改正1議案の計6議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

平成28年9月末のさかいクリーンセンターでの受け入れ状況は、生し尿が1,152キロリットル、浄化槽汚泥等が5,850キロリットル、合計7,000キロリットルで、前年同期と比較しますと4.4%の減少となりました。

また、肥料の配布状況につきましては、肥料の出荷量は12%減り、1,281袋となりましたが、生産量は昨年度並みの需要に応えるため、前年同期に比べ11.9%増え、1,331袋を生産しました。なお、運転管理及び維持管理の状況につきましては毎月モニタリングを実施するな

どし、適切に管理されていることを確認しています。

次に、代官山斎苑の利用状況ですが、あわら市で174件、坂井市三国町で109件、準管内で4件、管外10件の合計297件となっております。また、霊柩車の利用状況は、あわら市で155件、坂井市三国町で102件、準管内2件、管外3件の合計262件でございます。

代官山斎苑では指定管理者制度を導入して4年目となりますが、適切な運営管理がなされております。待合室を活用した小さなお葬式、家族葬につきましても、指定管理者と広域連合のホームページや広報誌に掲載し、周知を図っております。特に、小さなお葬式についての費用の一例をお示ししたことから、より具体的に検討していただけるのではないかと期待しているところです。今後とも市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。

次に、介護保険課所管について申し上げます。

上半期の主な事業等の状況ですが、まず、要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者数は、9月末現在で、去年同期比0.5%増の5,806人となっております。全高齢者の17.7%を占めております。

次に、保険給付の状況について申し上げます。平成28年度も既に下半期に入っておりますが、上半期9月末までの給付実績は、昨年実績の50億2,279万円よりやや少なく50億1,064万円と、0.2%の減といった状況になっています。これは、昨年8月から実施されました低所得者への補足給付に本人及び配偶者の預貯金が勘案されたこと、また、別居であっても配偶者の課税について勘案されたこと、高所得者の本人負担が2割になったこと、これらが平成27年下半年10月からの請求に反映されてきたものと推察されます。28年8月からの補足給付に係る非課税年金の勘案についての影響も、この10月請求分だけでも約300万円が減じられる効果となっております。こうした制度改正により、小刻みなブレーキをかけながら進んでいるといったところですが、高齢者数が増えている中、カーブが緩くはなっても、今後も右肩上がりに推移するのではないかと考えられます。

昨年度から進めてまいりました高齢者の住まいのアセスメント調査研究事業につきましては、過日、6回目の検討会を終えました。今後は事例集やガイドラインなどの成果物を作成し、ケアマネジャーの研修等を通じて、ケアプランの適正化に生かしたいと考えております。今後も情報収集に努め、適正な給付が行われますよう保険者として見きわめてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇開議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 本日の出席議員数は16名であります。田中千賀子君、杉田剛君から欠席届が出ております。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（佐藤寛治） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。
熊谷議会事務局参事。

○議会事務局参事（熊谷 晃） 諸般の報告をいたします。
本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案6件であります。
次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めた者は、広域連合長以下6名であります。なお、本日の会議には代表監査委員が出席いたしております。
以上でございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（佐藤寛治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、畑野麻美子君、16番、卯目ひろみ君の両名を指名いたします。

◇会期の決定◇

○議長（佐藤寛治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇議案第21号から議案第26号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（佐藤寛治） 日程第3、提案理由の説明に入ります。
日程第5から日程第10まで議案6件を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） ただいま上程されました議案第21号、専決処分の承認を求めることについてから議案第26号、代官山斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第21号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。本案は

平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出それぞれ3,758万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億8,887万5,000円とするものであります。補正の内容につきましては、第6期介護保険事業計画の中で整備いたします看護小規模多機能型居宅介護事業所開設に伴い、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金等として3,758万9,000円を計上するものであります。また、これに伴う歳入といたしまして、県補助金3,758万9,000円を計上しております。8月25日付で専決処分を行ったので、その承認をお願いするものであります。

次に、議案第22号、平成27年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第24号、平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計をはじめとする各会計の平成27年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものであります。詳細につきましては事務局長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第25号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ68万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億8,955万7,000円とするものであります。補正の内容は、認定調査員の産休に伴いまして、臨時職員1名の賃金を計上するものです。

次に、議案第26号、代官山斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、現在代官山斎苑の休日が1月1日から3日までとなっているものを、赤坂聖苑の休日と同じ1月1日とし、坂井地区内における火葬場使用について同一とするものであります。

以上、上程されました議案6件の提案理由を申し上げます。よろしくご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 山口事務局長。

○事務局長（山口 徹） それでは、私のほうから、議案第22号から議案第24号までの3議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第22号、平成27年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。議案書つづりの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開き願います。1ページは平成27年度一般会計の歳入歳出決算であります。歳入2億2,178万5,070円、歳出2億1,827万1,251円、歳入歳出差引額は351万3,819円となったものであります。

次に、14ページをお開きください。14ページは一般会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分5の実質収支は歳入歳出差引額と同額の351万4,000円となります。

次に15ページ、財産に関する調書につきましては、ご高覧いただきたいと思います。

次に、議案第23号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いてご説明申し上げます。介護保険特別会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開き願います。1ページは平成27年度の介護保険特別会計への歳入歳出決算であります。歳入107億5,776万8,928円、歳出106億1,847万8,893円、歳入歳出差引額は1億3,929万35円となったものであります。

次に、21ページをお開き願います。21ページは介護保険特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分5の実質収支は歳入歳出差引額と同額の1億3,929万円となります。

次の22ページ、財産に関する調書につきましては、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第24号、平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。代官山墓地特別会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開き願います。1ページは平成27年度代官山墓地特別会計の歳入歳出決算であります。歳入493万8,236円、歳出474万215円、歳入歳出差引額は19万8,021円となったものであります。

次に、6ページをお開き願います。6ページは代官山墓地特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び歳入歳出差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、区分5の実質収支は歳入歳出差引額と同額の19万8,000円となります。

次の7ページ、財産に関する調書につきましては、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第22号から議案第24号までの概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤寛治） 提案理由の説明は終わりました。

上程議案に関し、代表監査委員から、決算審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、高橋瑞峰君。

○代表監査委員（高橋瑞峰） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成27年度坂井地区広域連合各会計決算審査の結果について報告いたします。

去る8月23日、広域連合事務所において、監査委員2名で平成27年度坂井地区広域連合各会計について決算審査を行いました。

平成27年度は、環境衛生課を廃止し、総務課に統合して2課制となりましたが、各種事業は順調に展開されております。

また、介護保険事業においては、在宅ケア推進事業や地域包括ケア推進事業など、地域包括ケア体制の構築を目的とした各事業が実施されたところであります。

こうした中、審査に当たっては、各課の施策及び予算執行が関係法規に準拠し、適正かつ効率的に処理されているかについて、関係証拠書類及び諸帳簿と符合し、詳細に審査いたしましたと

ころ、適正かつ正確に処理されておりました。

それでは、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計の予算総額は2億1,987万4,000円で、決算額は、歳入2億2,178万5,000円、歳出2億1,827万1,000円で、また、予算額に対する割合は、歳入で100.9%、歳出で99.3%となっております。

歳入の主なものとしては、構成市負担金1億8,513万8,000円、使用料及び手数料が1,976万円などとなっております。

次に、歳出の主なものとしては、人件費が4,285万7,000円で、議員、各種委員の報酬及び職員の給与などとなっております。物件費は1億6,322万8,000円で、代官山斎苑指定管理委託料やし尿処理維持管理運営委託料などとなっております。維持補修費は667万3,000円で、下水道接続工事や火炉台車耐火物取替工事などとなっております。

補助費などは、構成市負担金の精算返還金などで387万8,000円を支出しております。

以上が一般会計収支決算の概要であります。

議会費では、隔年ごとに実施する議員県外視察研修を行い、介護保険及びし尿の収集運搬体制について見識を広めました。

総務費では、社会保障・税番号制度の導入に係る団体内統合宛名システムの整備を行い、番号法に基づく情報基盤の構築を図りました。

衛生費では、代官山斎苑墓地やさかいクリーンセンターの維持管理運営業務は順調に遂行されていきました。両施設ともモニタリングなどを実施しながら、今後も厳しいチェックをお願いしたい。また、各業務についても、さらなる効率化に努められるよう期待するものであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。予算総額は108億3,074万2,000円で、決算額は、歳入107億5,776万9,000円、歳出106億1,847万9,000円で、形式収支は1億3,929万円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で99.3%、歳出で98%となっております。

歳入の主なものとしては、自主財源においては、第1号被保険者に係る介護保険料23億3,534万7,000円、構成市負担金15億2,520万8,000円などとなっております。依存財源においては、国庫支出金23億7,553万9,000円、支払基金交付金28億2,416万6,000円、県支出金14億9,120万9,000円となっております。なお、介護保険料の未収額は6,503万2,000円となっており、今後とも収納率の向上になお一層の尽力を期待するものであります。

一方、歳出の主なものとしては、保険給付費が99億1,045万8,000円で、支出総額の93.3%を占めております。内訳の主なものとしては、居宅介護サービス給付費36億7,328万2,000円、施設介護サービス給付費31億2,401万3,000円などとなっております。総務費は2億909万8,000円で、内訳の主なものとしては、総務管理費1億4,490万2,000円、賦課徴収費1,148万6,000円、介護認定審査会費4,367万4,000円などとなっております。地域支援事業費は3億207万円で、構成市への委託料などとなっております。基金積立金としては、介護保険財政調整基金に6,818万4,000円、介護福祉推進基金に1,906万8,000円を積み立てております。諸支出金は1億960万1,000円で、26年度介護保険給付費などの精算による国、県、支払基金及び構成市への返還金などとなっております。

ます。

以上、介護保険特別会計収支決算についての概略であります。今年度も給付費が増加の一途をたどっております。これまでの事業効果などを十分に検証し、より適正な介護保険事業を推進されることを期待するものであります。

次に、代官山墓地特別会計について申し上げます。予算総額は479万円で、決算額は、歳入493万8,000円、歳出474万円で、形式収支は19万8,000円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で103.1%、歳出で99%となっております。歳入の主なものとしては、墓地使用料及び維持費267万5,000円、墓地基金利子2万2,000円、繰越金224万1,000円となっております。歳出の主なものとしては、物件費が249万4,000円で、指定管理者委託料205万7,000円、墓地公園内トイレ修繕43万2,000円などとなっております。積立金は224万6,000円で、代官山墓地基金であります。

以上が代官山墓地特別会計収支決算についての概略であります。代官山墓地については、今後も効率的な維持管理を行うとともに、指定管理者に対して的確な指導監督に努められるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、決算審査意見書を提出しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、概略的ではありますが、決算審査の報告とさせていただきます。

平成28年11月22日、代表監査委員、高橋瑞峰。

以上でございます。

○議長（佐藤寛治）　　ここで、代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦勞さまでございました。

◇一般質問◇

○議長（佐藤寛治）　　日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、14番、永井純一君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治）　　14番、永井純一君。

○14番（永井純一）　　皆様、こんにちは。坂井市議会の永井純一でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は2点の質問がございますが、この2点、共通しているのが、今後構成市の担う役割が非常に重要だということでありまして、そのことを認識しながら、当広域連合の担う役割についてお伺いをしたいと思います。

最初に、新たな総合事業について。平成29年度から構成市において取り組みが始まります。これまで、介護予防において構成市に委託して行ってまいりました。それに加え、要支援1・2を構成市で担っていきます。ここについて、当広域連合としてどのようにかかわって支援してい

くと考えているのかお尋ねをいたします。

2点目に、低所得者対策について。地域包括ケアシステムは、本人、家族、地域、そして多職種連携を通して、確かで安心な介護体制を構築していくものです。ここで1つの課題は、公的支援を受けにくい所得しかない方々の支援です。これは、生活保護の方とか、あるいは一定の収入以下の方は国等の支援がございしますが、いわゆる年金収入であれば8万とか10万とかいう方々のことをここでは指しております。この支援に対して、広域連合としてはどのような支援対策があるのでしょうか。お伺いをいたします。

以上、一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 橋本達也広域連合長。

○広域連合長（橋本達也） 永井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目についてお答えします。

制度改正により、平成27年度から地域支援事業の介護予防事業は、新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業へと見直しされました。それに伴い、これまでの介護予防事業の対象者であった元気高齢者や要介護状態となるおそれの高齢者に加え、今後は要支援1と要支援2で訪問介護や通所介護を利用する方についても、新しい総合事業が受け皿となってまいります。平成28年9月末現在の坂井地区の要支援認定者は約1,200人ですが、そのうち、新しい総合事業の対象となるのは、半数の約660人と見込んでいます。

今後、これらの方々の支援については、公平かつ多様なサービスで対応することが求められ、両構成市の支援体制がますます重要となってくるといえます。坂井地区においては、平成29年度から新しい総合事業に移行することになっており、円滑かつ混乱が生じないように、両構成市とともに協議を重ねております。その協議の中で、新しい総合事業の中の現行相当サービスと緩和した基準によるサービスについては、坂井地区で同一のサービス提供を目的に、当広域連合が担うこととして、現在準備を進めております。また、その他の住民主体、短期集中予防サービスなど、地域性を考慮した対応が求められる事業については、構成市においてそれぞれが進めることとなりました。

いずれにいたしましても、坂井地区での地域包括ケアシステム構築の一環となる事業体制の整備であるといえますので、今後も両構成市との連携を密にして、円滑な移行に努めてまいります。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築には、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防の包括的な体制整備に加え、自主的にまちづくりに参画していく地域の力が必要です。そこで、議員ご指摘の、公的支援は受けにくい低所得の方々への支援について申し上げます。

坂井地区では、他に先駆けて在宅医療の体制を整えてまいりました。医療と介護の連携を含め、坂井地区全体の在宅ケア体制の推進、すなわち、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らすという地域包括ケアシステムの推進こそが、低所得の方々に対する支援になると考えています。

このような中で、広域連合では、こうした在宅で介護を受ける方のための幾つかの負担軽減事業を実施し、利用者の経済的支援としております。

1つ目として、居宅サービス利用者負担額軽減事業が挙げられます。これは、一定の条件を満たせば、サービス利用に係る利用者負担が1割からさらに50%減じられるというもので、当広域連合の独自軽減事業となっています。

2つ目として、高額医療・介護の合算制度がございます。後期高齢者医療等との合算金額を所得に応じて限度額を設け、超えた分を支給するというものです。一般的な高齢者と比較して、約3分の1の年額19万円が限度額となっています。

また、3つ目として、介護保険の1カ月の利用者負担が上限額を超えたとき、超えた分が利用者に支給されますが、こちらの限度額も一般世帯の限度額の約60%、1万5,000円で設定されています。

一方、保険料についても、低所得者である第1段階の方の保険料率は、標準である第5段階の基準額1に対し0.5でありましたが、ここにさらに公費を0.05投入して、0.45の保険料率としています。

また、入所された場合は、特定入所者介護サービス、いわゆる補足給付として、食事料や部屋代が減じられることとなります。

地域包括ケアシステムの構築には、市主体の高齢者福祉事業やサービスが適宜活用されること、また、民間企業、ボランティア団体といったインフォーマルなサービス、そして地域の力などが絶え間なく循環することが求められます。今後も引き続きこうした負担軽減事業について広く周知し、低所得者の方々も在宅ケアが可能な限り持続できるよう、構成市や地域包括支援センターとともに支援に努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 14番、永井純一君。

○14番（永井純一） それでは、ちょっと再質問させていただきます。

2点目の低所得者対応に関しては、広域でも独自にされているということで、今、連合長からお話ありましたように、ほんとに地域包括支援センターの役割というのは非常に大きいなど。そこで、やっぱその人に合ったいろいろなケアプランとか立てたりとか、あるいは、市と連携したものというのは非常に大事だというふうに認識をしています。広域連合としても、いわゆるしっかりした情報提供、周知とかもしっかりやっていただきながら、こういうふうに生活できますよみたいな感じのしっかりとした支援をお願いしておきたいと思います。

1点目の、新たな総合事業ですけども、これも今お話ありましたように、広域連合と構成市が連携をしてしっかり取り組むということで、先ほど招集挨拶の中で、国において次期介護保険制度の改正についてということで、ここで申されておりました、「地域の実情に応じたサービスを提供するため、保険者としての機能強化が求められる一方」というふうに先ほどお話がありまして、まさしくここかなというふうに思っております、保険者として機能強化が求められているというところが、次期の介護保険制度ということでもありますけども、広域連合として、現時点で広域連合長として、この部分で何か、ここは機能強化って書いてありますけども、今後やっていかなければいけないこと、何かお考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 橋本広域連合長。

○広域連合長（橋本達也） 保険者とは、今広域連合でありますので、広域連合としての機能強化といえるかどうかわかりませんが、例えば、今ここで申し上げたような、一部の訪問だとか通所のサービスについては、坂井市、あわら市、これは同じようなサービスが提供されるべきというようなことから、この点については29年度以降も広域連合の事業として進めていくということで、この準備をしております。それが強化といえるかどうかわかりませんが、そういうふうにして、一定の担保をしていかなければならないというふうに思っております。

その他の部分につきまして、これからは両市の特性といいますかどうかわかりませんが、自主的な事業にこれはお任せをするといいますか、その上で計画するようになるかと思っております。

第7期の事業計画に向かって、今、特段に保険者として、広域連合としての評価ということについては、まだちょっとそこまでは状況をまだ把握し切れておりませんので、今この時点で具体的にお答えすることはまだできないと思っております。

終わります。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 14番、永井純一君。

○14番（永井純一） 最後でございますけれども、今ほどお話ありましたように、構成市が自主的に今後取り組んでいくということで、当然構成市でありますので、坂井市、あわら市、両市あります。その中で、極端にということはないと思っておりますけれども、市で差ができてくるということも、ある意味、考えられることもあるのかなというふうにも思っております。その辺、やっぱり広域として、坂井地区、ある程度どこへ行ってもしっかりとサービスが受けられるようにしていただきたいという思いもありますので、その辺はやっぱり広域連合としてしっかりといろんな情報とかも的確に得ながら、また、お互いの市に情報発信をしていただいたりとか、あるいは、独自の広域のいろんな全国の事例なんかを、こういうこと、いいこともあるということをお知らせするとかいうこともいろいろ工夫してやっていただきたいというふうに思っておりますので、その辺のことだけ、最後お答えいただきたいと思っております。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 橋本広域連合長。

○広域連合長（橋本達也） その担保については、構成市も独自で、さっき申し上げましたが、議員ご指摘のように、そんな大きな差は出てこないかもしれませんが、そこは両市のいわゆる地域力の差というもの、対応の違いと言ったほうがいいのかもありませんけれども、によって多少の差が出てくるのかなという気はします。

ただ、いずれにいたしましても、よりよい、レベルの高いサービスが提供されることが望ましいわけでありまして、そういうことについては両方の構成市の担当同士もいつも話し合いをして

おりますし、また、保険者である連合としましても、ここに運営協議会、介護保険の運営協議会もやっておりますし、包括支援センターも運営協議会を持っておりますので、お互いに情報交換をする場の提供でもありますし、そこはまた連合としての、これは指導とはちょっと言えないと思いますけども、情報の提供だとかということはやっぱり努めていかなきゃいけないと思っております。

○議長（佐藤寛治） 続いて、通告順に従い、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。通告に従いまして、介護療養病床の廃止について一般質問を行います。

2017年度末に廃止が予定されている介護療養病床を持つ病院は坂井地区では2カ所で、現在ではこの介護療養病床には入れることをしないでおります。現在、入院者数は合計で42人ということです。

また、特別老人ホームへの入居者は介護度3以上となり、結果的に特養への待機者は減少したとの報告がありました。でも、実際施設のほうでは、介護3をとるよりも介護度4・5をとったほうが点数が高いということで、できるだけ4・5をとっているんだという声もあります。医療を必要とする要介護者、特に介護度1・2の人は、地域包括ケアやサ高住で十分に対応できるのでしょうか。

厚生労働省が10月26日に社会保障審議会介護療養病床部会で提示した医療内包型と医療外付型について、坂井地区広域連合としてはどのようにとらえているのでしょうか。

その点から、2点お尋ねいたします。

1点目、介護療養病床廃止における、医療を必要とする要介護者への対応をどのように考えていますか。

2点目、厚生労働省が提示した新しい施設、医療内包型と医療外付型について、連合長の見解を求めます。

以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 山口徹事務局長。

○事務局長（山口 徹） 畑野議員のご質問にお答えします。

まず、議員ご指摘の、医療を必要とする要介護1・2の方については、現在坂井地区で取り組んでおります医療と介護の連携の推進や在宅ケアの推進により、これまでに整備してきました地域密着型のサービス、例えば、看護小規模多機能サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業などを利用していただくことにより、在宅で療養していただくことが可能であると考えています。

さて、ご質問の介護療養病床につきましては、平成29年度末に設置期限を迎えます。介護療養病床については、平成23年度末に廃止が予定されていましたが、他の施設への移行が思うように進んでいかない現状から、期限の延長がなされてきました。

療養病床のサービスを担う今後の選択肢として、厚生労働省からは、長期療養を行う医療提供施設類型の医療内包型と、住居と医療機関を併設し、医療を外から提供する併設類型の医療外付型の2つが提案をされています。

医療内包型に関しては、医療や介護の必要度に合わせて、さらに2つのモデルが提案をされています。1つは、医療面での必要度が高く、いつ容体が急変してもおかしくない患者を対象としており、特別養護老人ホームと同程度の介護機能に加えて、喀たん吸引や経管栄養などの日常のかつ継続的な医学管理を行える形を想定し、24時間の看取りやターミナルケア、医師が当直し、オンコールに対応できる機能を持ちます。もう1つは、比較的容体が安定している患者を対象とし、医師の当直を必要とせず、オンコールによる看取りやターミナルケアを行う体制となっています。

一方、医療外付型とは、住居に医療機関が併設されるもので、併設する病院や診療所からのオンコールにより看取りやターミナルケアを行う体制であり、この点が内包型との相違点となっています。

療養病床が廃止されることで、医療費増大の歯どめが期待できる一方で、坂井地区においても、介護療養病床の廃止により、行き場のない高齢者の対応が問題となってくるといえます。しかし、新しい施設類型の提案が今後どのような形で活用されていくのか、また、保険の給付方法についても、介護保険、医療保険のいずれから給付されることになるのかなど、まだまだ多くの問題があります。いずれにせよ、経過的措置の整備ではなく、今後も長く続けられるような対策が立案されることを期待しております。

詳細な協議は今後も継続されることから、当広域連合といたしましては、国の動向や情報に注意を払い、行き場のない高齢者が不安を抱えることにならないような対策を講じてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 連合長の見解はありませんでしたけども、最後にお聞きしたいと思います。

今、事務局長が丁寧に説明をしてくださったとおりなんですけれども、国のほうでは医療、病院の体制ですけれども、高度急性期、それから急性期、回復期、慢性期のどれに該当するかということ調べるそうです。その機能と、6年後に想定する機能を報告することになっているといわれています。施設の人に聞きますと、回復期が今の療養病床であるというふうに言われました。回復期を診るところがなくなると、それは非常に困ると言われました。まだ治療が完全に終わってなくて、まだ引き続き入院して治療も行わないといけないのだけれども、その場所がなくなるのは困るということでした。

それで、医療内包型とか外付型がいいのかというと、そのところは私ももう少し勉強しない

といけないんですけれども、どちらにしても、内包型にしても外付型にしても、保険設置は、これを見ますと、設置根拠は介護保険法となっています。外付のほうは介護保険と、それと、医療機関は医療法、居住スペースは介護保険法と老人福祉法というふうになっています。これになりますと、内包型になると介護保険のほうからお金が出るようになるので、そのところも厳しいところがあるのかなというふうに思いますし、これは、内包型にしても外付型にしても、基準がとても厳しいです。患者さん何人について医師が何人、看護師さんが何人というふうに決められています。今、地域包括ケア、やっていますけど、なかなか病院でも、坂井地区の病院でも、看護師不足とか医師不足でなかなか病院の対応ができないところがあるので、その点、大変難しいなというふうに私は思うんですけども、どうでしょうね、坂井地区の病院を見ますと、今、丸岡の病院でやっているところを見ますと、耐震もありません。先生も、お医者さんも年をとって高齢になっていくのでやめていく可能性があると考えたと、今の療養病床の病院は、外付にしても内包にしても使えないかなって思うと、丸岡ではあと1つぐらいかなというふうに考えます。

そういう先を見通しますと、いろいろよく考えないといけないんだなと思いますけども、そういう点において、局長さん、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 橋本広域連合長。

○広域連合長（橋本達也） まず、内包型、外付型についての連合長としての見解をというお話ですけども、これにつきましては、社会保障制度審議会の中の特別部会の中で、今まさに議論されているところのようです。年内に結論を出そうということでのおおよその合意はできているようです。もし、そういうふうに進んだ場合、おそらくですが、29年度かけて法整備を行うのではないかと思います。今の段階で連合長としての見解をと求められましても、なかなかちょっと答えにくいところがありますので、直接的にお答えすることはできないかと思えます。

ただ、いずれにいたしましても、今、議員が介護療養病床のことを残しておけという主張をされているのかそうでないのか、ちょっと私わかりませんが、現在の状況を見ますと、いわゆる昔の社会的入院と言われているような状況ではない。したがって、介護療養病床を廃止していくのであれば、それにかわる何らかの施設が必要であろうということのほかから今出てきていることのようにです。

まだ、繰り返し申し上げますけども、部会としても、特別部会としてもまだ結論が出ていないようですので、また、ほんとの詳細は連合の事務のほうにも入ってきておりませんし、その辺、ご理解をいただきたいなと思えます。おそらく法整備が29年度にスムーズに進めば、おそらく第7期に合わせると思えますので、平成30、31、32年の3カ年でおそらく段階的にそういう制度が進められるんじゃないかなと思えます。

今、坂井地区において対応できる医療機関があるのかなのか、それはちょっと私もわかりませんが、具体的に考えますと、おおよそ余裕があったり、一部そういう病床が出てくるという形なのかなと思いますし、外付についても基本的にはそういうことじゃないのかなと、私は今、想像はしております。その辺、ちょっとご勘弁をいただければと思います。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 今のところはたたき台ということで提示されたわけですけども、7期の計画でも上がってくると思います。

私も、療養病床を残せといっても、今、丸岡でやっているところなんかは残せない状況にあるので、かわりになるものが必要かなって思うと、私も今からちょっと勉強せなあかんと思うんですけど、連合長だったらきつといい考えが、見解があるのかなと思って聞きました。

それと、今はどちらかというと治す医療でなくて生活を支える医療、それが重要でないかというふうに思います。そして、地域を診るという視点が求められているように思います。そういう点でも、日常生活圏内で途切れのない医療介護サービスの厚い体制が必要だと思います。そういう点において、やはり国の公的責任で住民本位の地域包括ケアの実現も必要ではないかと思いますので、この点も含めて、ぜひ第7期はほんとに地域で支える、そして、生活を支える医療ということをしっかり踏まえた7期の事業計画に取り組んでいただきたいなということを求めまして、一般質問を終わります。

○議長（佐藤寛治） 以上で一般質問を終結いたします。

◇議案第21号から議案第26号の質疑、討論、採決◇

○議長（佐藤寛治） 日程第5、議案第21号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 全員起立です。したがって、議案第21号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 日程第6、議案第22号、平成27年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第22号については原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 日程第7、議案第23号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。

議案第23号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

平成27年3月に策定された第6期介護保険事業計画において、介護保険料が400円の値上げとなりました。広域連合としては2億7,000万円の基金を取り崩し、区分も12段階に増やしたことや、公費約1,000万円を導入し、所得の低い人への保険料の軽減として、世帯非課税の低所得者について、別枠で保険料の軽減を行ったことは評価したいと思います。

しかし、第1段階のみの軽減については、予算のときは消費税が10%にならなかったという理由でしたが、それでは根拠がはっきりせず、納得できません。今回は400円の値上げでしたが、第5期では1,300円の大幅な値上げをしています。低所得でなくても、介護保険料は高いという声は否めません。また、第6期では、要支援1・2の人は地域支援事業に移されました。今までの総合事業ではサービスを選べましたが、今後は選べないとも言われています。

また、補足給付の削減、一定の収入のある人のサービスの利用料は2割負担となり、年金が少なくなっていく老後不安の拡大を招きます。現在、下流老人や老人破産などと、高齢者の生活実態は苦しくなるばかりです。今後は自然増も見込まれ、基金も底をついてきます。サービスが増えれば保険料が上がる仕組みは制度上の問題がありますが、介護保険料及び利用料の減免制度を広域連合として策定し、坂井地区の高齢者が安心して暮らせることを求めて、反対の討論とします。

○議長（佐藤寛治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立多数です。したがって、議案第23号については原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 日程第8、議案第24号、平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第24号については原案のとおり認定

することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 日程第9、議案第25号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第25号については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第10、議案第26号、代官山斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第26号については原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきましてまことにありがとうございました。特に、平成27年度の決算の認定をはじめ、提出いたしました議案全てをお認めいただきました。心から感謝を申し上げます。

なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいりたいと考えております。

最後になりますが、冬に向かってこれから寒い日々も多いかと思いますが、議員各位におかれましてはお体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日は長時間にわたりまして、上程いたしました議案等につきましてご審議いただき、まことにありがとうございます。スムーズに、議案の審議等にかかわりまして、皆様のご意見を伺いながら進めてまいりましたところ、皆さまの一般質問等もありまして、それらにつきましても当然理事者のほうからの答弁のとおり、今後とも広域連合の推進に役立てていこうというものでございます。本日は大変長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

これをもって第55回坂井地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

〔一同起立・礼〕

午後4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員